

今後の検討方法について

本年 6 月末を目処に、現在検討している第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）を公表する。その後は、第三次環境基本計画の計画素案の策定に向けた検討を進めることになるが、その検討体制等については以下のとおりとする。

1. 各種団体との意見交換会について

- ・ 中間とりまとめを示した後、本年 9 月までを目処に、各種団体や関係行政機関と第三次環境基本計画の策定に関する意見交換会を開催する。
- ・ 意見交換会については、次に示す戦略的プログラムの検討に資するものとするべきことを踏まえて、中間とりまとめに示された重点分野に関連付けたグループごとに分けて行うこととし、関係する委員（臨時委員も含む、以下同じ）にご参加をいただきながら行う。

2. 戦略的プログラムの項目別検討について

(1) 戦略的プログラムの検討体制

- ・ 戦略的プログラムについては、中間とりまとめに示された重点分野ごとに分けて検討を行う。
- ・ 当該分野を主に担当する総合政策部会委員を決めた上で、必要に応じ、その他の総合政策部会委員や当該分野について関連する他の部会の協力を得て検討を行う。
- ・ 各分野の検討に当たる総合政策部会委員の具体的な人選は総合政策部会長が行う。
- ・ 環境省のほか、関係する府省の協力を得ながら検討を行う。

(2) 戦略的プログラムに盛り込むべき論点

上記の考え方に示された分野ごとに戦略的プログラムを検討する。各戦略的プログラムには、今後の施策について以下の点を踏まえて記述する。

- ・ 中長期的に目指すべき目標を示す。
- ・ 施策の基本的方向を示す。
- ・ 重点的に取り組むべき事項を示す。なお、重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むべき行動を明確化することに努めることとする。
- ・ 目標の達成状況や取組状況を把握するための指標について検討を行い、具体的な案を策定するように努めることとする。

(3) 今後のスケジュール

- ・ 戦略的プログラムの分野ごとの検討については、本年 10～11 月を目処に総合政策部会に報告を行うものとする。
- ・ その後、分野ごとの検討の結果を踏まえ、計画素案の作成作業を行う。（分野ごとの検討を踏まえた計画素案の作成方法は、別途検討する。）